

コロナ感染拡大等の緊急事態における司令塔機能強化を 求める意見書

2019年末頃から発現したCOVID19による世界的な感染拡大により、すでにわが国も感染の第6波の渦中である。この間、対策策定や執行についての問題点は、多々顕在化した。

強力なリーダーシップが発揮される体制になっていないことから、対策策定や執行のスピードに課題があり、また最近に至っては国や自治体から発せられるメッセージが多種あるために国民が混乱し、さらにまん延防止重点措置や緊急事態宣言に対する国民の信頼性が薄い現状となっており、宣言や措置の効果にも疑問が残っている。国民の生命を守ることと社会・経済活動を両立させるためにも、今後は顕在化した課題解決のために、まず司令塔機能を強化することが求められる。

そのために、下記の通り、新たな組織体制の構築と、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）について、課題解決のために改正する必要があると考える。

記

1. 各分野の専門家及び実務担当者を正式構成員とする透明性の高いセンター機能を政府対策本部ではなく、新たに構築し、対策策定とその発信についての権能と責任を集中させること。（特措法第15条）
2. 権限規定の再整備に加え、対策策定プロセスにおいても緊密な連携が取れるようにセンターに適宜関連する自治体の招集権限を付与すること。（特措法第20条）
3. 経済の専門家もセンターの正式構成員とし、補償、経済対策等も「基本的対処方針」の対象とすること。（特措法第16条）
4. 自衛隊の派遣要請ができる権限を特措法に明記すること。（特措法第20条に追加）
5. 自治体に対する「総合調整」の権限を強化し、センター主導のもと経済圏が一体となって対策を進めることができる体制にすること。（特措法第18条第2項に追加）
6. 医療資源（人員、病床、医薬品、医療関連品等）の過不足状況、国内外の生産・供給能力等の情報、またコロナ禍の終息に欠かせない検査薬や治療薬、またワクチンの開発状況をセンターが一元的に掌握できる仕組みづくりを行うこと。（特措法第20条に追加）
7. 一定の補償を前提に、医療資源の生産、増産（原材料の調達も含む）を命令する権限を付与すること。（特措法第55条に追加）
8. 休業要請に対する補償の規定を特措法に明記すること。（特措法第45条に追加）

これらの課題解決を実現し、緊急事態の際に、国からの熟慮したワン・メッセージにより国民が安心できる対策を進めることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

堺市議会

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
新型コロナウイルス対策・
健康危機管理担当大臣

各宛